

広 第 3 2 3 号  
総 第 3 2 7 号  
務 第 3 4 8 号  
生 総 第 3 7 1 号  
刑 総 第 2 4 4 号  
交 企 第 5 7 9 号  
備 一 第 5 6 6 号  
平成22年 4 月28日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

「被害者支援官」の設置について（通達）

被害者支援については、「岐阜県警察犯罪被害者支援推進要綱の制定について」（平成22年 4 月28日付け広第322号ほか）に基づいて実施するところであるが、総合的な施策を組織が一丸となってさらに強力に推進するため、各所属に「被害者支援官」を設置し、平成22年 5 月 1 日から実施することとしたので、その実効に努められたい。

なお、「被害者対策官の設置について（例規通達）」（平成 8 年 9 月 5 日付け生総発第 553号ほか）は、廃止する。

## 記

### 1 被害者支援官の設置

各所属に被害者支援官 1 人を置き、警察本部の課、隊及び所にあつては次席、副隊長又は副所長を、警察学校にあつては副校長を、警察署にあつては副署長又は次長をもって充てるものとする。ただし、被害者支援官が長期不在となるときは、当該所属の警視又は警部の階級にある者の中から所属長が指定するものとする。

### 2 被害者支援官の任務

被害者支援官は、所属における各種被害者支援を総括し、課又は係間相互の調整及び連携を図り、次に掲げる事項を任務として総合的な被害者支援の推進に努めなければならない。

#### (1) 被害者の救援に関すること。

- ア 速やかな被害品還付手続等に関すること。
- イ 被害者からの意見、要望、相談、苦情等の処理に関すること。
- ウ 被害者に対する連絡制度の運用に関すること。
- エ 報道発表における被害者のプライバシー保護に関すること。
- オ 犯罪被害者等給付金支給法の適切な運用に関すること。

#### (2) 捜査過程における被害者の第二次的被害の軽減及び防止に関すること。

- ア 被害届の迅速、適切な受理等、被害者への対応の改善に関すること。
- イ 女性警察官の事情聴取能力等の向上に関すること。
- ウ 参考人等に対する旅費等の支給に関すること。
- エ 事情聴取場所等の警察施設の改善に関すること。

#### (3) 被害者の安全の確保に関すること。

- ア 被害者の安全の確保及び被害者保護対策用備品の効果的な活用に関すること。
  - イ 再発防止対策に関すること。
  - ウ 家出人、行方不明者の早期発見、保護に関すること。
  - エ 効果的な生活安全情報の提供に関すること。
- (4) 被害者支援推進体制等の整備に関すること。
- ア 被害者の被害実態の把握に関すること。
  - イ カウンセリング能力の向上及び被害者支援の教養に関すること。
  - ウ 関係機関・団体等との連携に関すること。
- (5) その他の被害者支援に関すること。